

[研究報告]

## 修学上特別な配慮を必要とする学生への国家試験受験支援

嶋田 かをる<sup>1,5\*</sup>      杉内 博幸<sup>1</sup>      廣瀬 英治<sup>2</sup>  
坂元 美里<sup>3,5</sup>      佐藤 智浩<sup>6</sup>      河瀬 晴夫<sup>4,5</sup>  
石丸 靖二<sup>1</sup>

National examination support for students who require special educational arrangements

Kaoru SHIMADA, Hiroyuki SUGIUCHI, Eiji HIROSE, Misato SAKAMOTO,  
Tomohiro SATO, Haruo KAWASE and Yasuji ISHIMARU

### 要旨

熊本保健科学大学（以下、本学）では、重度聴覚障害学生が保健科学部医学検査学科（以下、本学科）に入学したことを契機として、『障害学生支援室』を設置し、修学上特別な配慮を必要とする学生（以下、支援学生）への支援を開始した。その後、病弱・虚弱など多岐にわたる障害種別への支援にも対応している。本稿では、本学『障害学生支援室』の紹介を行うとともに、重度聴覚障害学生をはじめとする本学科に所属した支援学生が受験した「第62回 臨床検査技師国家試験（平成28年2月24日実施）」に際して、厚生労働省医政局医事課試験免許室へ受験配慮申請を行った支援学生の配慮内容とその経緯を中心に、本学科と『障害学生支援室』が連携して実施した受験支援についても併せて報告する。

キーワード：障害学生，臨床検査技師国家試験，配慮申請，受験支援，障害学生支援室

### I. はじめに

我が国では、平成11年 障害者の社会経済活動への参加の促進等を図るため、「障害者に係る欠格事項の見直しについて」検討が進められ、平成13年7月「障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律」が公布された。これに伴い「臨床検査技師，衛生検査技師等に関する法律」においても、目が見えない，耳が聞こえないなどといった身体や精神の障害があることを事由

に、資格や業の許可等を与えないとする欠格条項（第2章 第4条 絶対的欠格事由）が見直され、本人の業務遂行能力に応じて資格等を取得することが可能となった。

その後も障害者に関する様々な政策が行われる中、熊本保健科学大学（以下、本学）保健科学部医学検査学科（以下、本学科）に、開学後初めてとなる重度聴覚障害学生（以下、Aさん）が入学した。これを契機として、本学は修学上特別な配慮を必要とする学生を対象とした学長直属の『障害学生支援室』

### 所属

<sup>1</sup>熊本保健科学大学 保健科学部 医学検査学科

<sup>2</sup>熊本保健科学大学 保健科学部 非常勤講師

<sup>3</sup>熊本保健科学大学 学務部 学務課

<sup>4</sup>熊本保健科学大学 学務部

<sup>5</sup>熊本保健科学大学 障害学生支援室

<sup>6</sup>化学及血清療法研究所 人事部

\*責任著者：shimada@kumamoto-hsu.ac.jp.

(以下、支援室)を設置した。支援室設置の翌年には、Aさんとは異なる障害のある本学科の学生から配慮申請がなされ、支援室対象学生として支援を開始した。その後も病弱・虚弱など多岐にわたる障害種別<sup>1)</sup>への支援に対応している。

本稿では、本学支援室の紹介を行うとともに、Aさんを含む本学科に所属した元支援学生(以下、支援学生)が受験した「第62回 臨床検査技師国家試験(平成28年2月24日実施)」に際して、厚生労働省医政局医事課試験免許室(以下、免許室)へ受験配慮申請を行った支援学生の配慮内容とその経緯を中心に、本学科と支援室が連携して実施した受験支援について報告する。

なお、「障害」の表記については、「障害」のほか、「障がい」「障碍」「しょうがい」等の様々な見解があるが、本稿では障がい者制度改革推進会議(第26回)資料2<sup>2)</sup>に基づき、「障害」を使用する。

## II. 倫理的配慮

本稿を投稿するにあたって、支援学生(Aさんに関して保護者さま)にその目的を口頭又は電話で伝えたのち、論文を郵送にて提示し、書面にて公開の承諾を得た。

## III. 本学『障害学生支援室』

本学の障害学生支援室規程では、第1条において、本学に支援室を置き、心身に障害のある学生(以下「障害学生」という。)の教育及び学生生活の支援(心身に障害のある受験生の支援を含む。)について、体制を整備し、修学環境の向上を図ることを目的と定めている。組織に関しては、委員として学長が指名する大学運営協議会委員が室長となるほか、学長が指名する学科長、学生相談室長、事務局長、学務課長、その他学長が必要と認めた者を委員(第2条)とし、1期2年の任期(第3条)を務めることとなっている。委員における会議は、障害学生等に対する支援のための基本的な対応方針等を協議するほか、関係部署及び委員会等と連携を図りながら対応方針を決定する(第4条)旨が記されている。支援室会議における審議事項は、1)障害学生等の支援のための基本的な対応方針に関する事。2)障害学生等の支援のための連絡調整に関する事。

3)障害学生等の教育及び学生生活に係る指導・助言に関する事。4)その他障害学生等の支援に関し必要な事項(第5条)となっている。なお、支援室の事務は学務課が担っている(第6条)。

支援室における実際の修学支援は合理的配慮を基本とし、学生からの支援依頼をもとに、支援室との協議をとおしてその内容を決定している。決定した支援内容は、当該学生が受講する授業等に関わる教職員で情報を共有し、特別扱いは最小限にしつつ、一般学生との共通の場で学修ができるように支援を行っている。さらに、学外実習(臨地実習)においても円滑で質の高い教育を受けられるよう、支援学生及び保護者承諾のもと、実習施設と必要最低限度の情報共有を行い、支援学生の要望に対して合理的配慮に基づく支援協力を依頼するなど順次支援体制を整えている。

上述の支援方針・体制は、平成28年4月1日施行された「障害者差別解消法」に先立ち、平成27年2月24日に制定された「熊本保健科学大学における障害のある学生への支援に関する基本方針」(図1)に示されている。

## IV. 支援学生への「第62回 臨床検査技師国家試験」受験に関する支援

### 1. 厚生労働省への「国家試験の受験に伴う配慮申請書」提出の経緯と内容

「第62回 臨床検査技師国家試験」に際して、免許室への「国家試験の受験に伴う配慮申請書」(以下、「配慮申請書」)の提出は、平成27年6月30日付で免許室から事務連絡として郵送された「受験見込者数調等」に添付された「配慮を希望する学生数調査」を受けて、その旨を受験予定の学生全員へ掲示して周知することから開始した。

掲示物を確認して配慮申請を希望してきた支援学生は、Aさんのみであった。そのため、支援室では改めて当該学科学年の支援学生全員を対象として、個別に面談を実施した。すると、新たな支援学生(病弱・虚弱)が申請希望を申し出てきた。したがって、「配慮を希望する学生数調査」の提出先となっていた免許室の回収委託業者へは、配慮希望者数を2名として返信(7月14日締切)した。しかし、その後、9月に入ってからさらに2名の支援学生が配慮申請希望を申し出た。

熊本保健科学大学では、以下に掲げる基本方針のもと、障害のある学生を含め、すべての学生がよりよい学生生活を送れるように、様々な学生支援を行っています。

**熊本保健科学大学における障害のある学生への支援に関する基本方針**

平成 27 年 2 月 24 日制定

熊本保健科学大学は、基本的人権を尊重し、能力と修学意志を持つ障害のある学生（以下「障害学生」という。）に平等かつ公平な教育を受ける機会を提供するため、「障害者の権利に関する条約」及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等の法令に則り、合理的配慮に基づく修学支援及び環境整備等を行います。

そのために熊本保健科学大学では、

- 1 学長のリーダーシップのもとに教職員が連携して、全学的な支援を行います。
- 2 障害学生本人及び保護者からの申請に基づいて、入学前から必要な支援を行います。
- 3 障害学生を含めたすべての学生へ高い同一の教育を受けることができるよう支援します。
- 4 障害学生を含めたすべての学生へ同一の基準で成績評価を行い、公平性を担保します。
- 5 障害学生を含めたすべての学生が安全かつ円滑に学生生活を送ることができるよう、施設環境を整えます。



**障害のある学生のための支援**

～すべての学生がよりよい学生生活を送るために～

障害があるなどの理由により、修学上の様々な悩みをかかえる学生の相談に、随時応じています。保護者の皆さまからのご相談にも応じておりますので、お気軽にご連絡ください。

【相談窓口】学務課（学生係） ☎096-275-2128

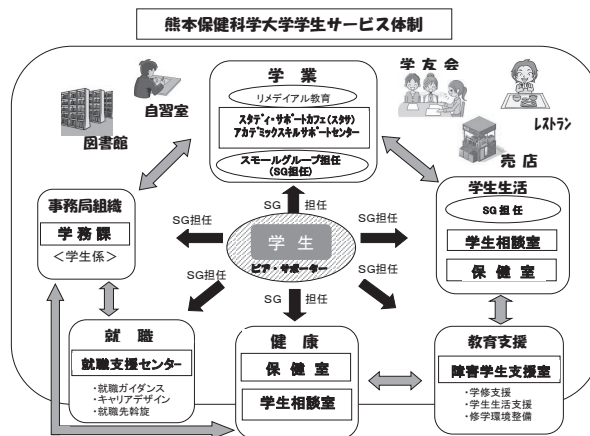


図1 本学障害学生支援室リーフレットの一部分

平成27年9月1日付『官報』号外第198号に、同年11月30日までに免許室または、臨床検査技師国家試験臨時事務所宛に「配慮申請書」を提出する旨が掲載された。これに従い、配慮申請を希望した支援学生4名の「配慮申請書」作成の支援を行った。具体的には、「配慮申請書」への配慮事項記入の助言を行うとともに、それぞれの主治医へ、同時提出の診断書にできるだけ具体的な配慮事項の記入を、その必要性とともに明記して欲しい旨を文書にて依頼した。支援学生の主な配慮事項は座席位置（こだわりの座席や前方座席の提供）の配慮や注意事項の書面伝達、体調不良による試験時間中の頻回な会場出入りへの理解であった。さらに、Aさんにおいては、試験時間中の補聴器持ち込みと使用の許可、試験開始および終了合図の書面伝達、緊急事項発生時の文書による伝達を依頼した。

平成27年12月、免許室から電話にて問い合わせがあった。座席配慮（教室の端かつ入り口側の座席）申請を希望していた支援学生について、より具体的な座席位置確認の連絡であった。支援室は当該学生と面談の上、「端かつ入り口側の座席に限定せず、教室前方の座席でも可」と回答した。さらに、平成

28年2月、再び免許室から電話にて、病弱・虚弱の支援学生が試験時間中に服薬が必要かどうかの問い合わせと、Aさんが使用する補助器具の現物写真を送付して欲しい旨の連絡が入った。

同年2月、厚生労働省医政局医事課試験免許室長名による「特例措置の通知書」（2月9日付）が、配慮申請をした学生一人ひとり及び支援室の事務を担っている学務課に簡易書留にて届いた。通知書には、第62回臨床検査技師国家試験の特例措置について、『配慮事項申請のあった標記について内容等を検討した結果、やむを得ないものと判断されるため、別紙のとおり対応することとしましたので通知します。』と記されてあった。また、同封された別紙には、「配慮申請書」に本人たちが記入した配慮事項の一つひとつ確認するように箇条書にてその内容が記録されていた。最後には、『試験時間中に体調等に急変があった場合には試験を中止することがある。なお、体調等に急変があった場合でも試験監督者および厚生労働省は一切の責任を負わない。』と示されていた。

**2. 本学科と支援室の連携による受験支援**

### 1) Aさんに関して

Aさんの授業時における情報保障の手段は、すでに嶋田らが『臨床検査学教育第7巻2号』<sup>3)</sup>や『保健科学研究誌9号』<sup>4)</sup>に報告したとおり、音声情報を文字化してパソコンに入力表示するパソコンノートテイクで実施した。国家試験間際には通常時の授業と異なり、一日のノートテイク時間数が多くなったことや学生ノートテイク不足が起こり、学外のパソコン文字通訳グループ“らん”の方々に、それまで以上の協力を仰ぐこととなった。そのため、教員には授業資料作成を講義一週間前までに準備する協力を依頼した。

一方、国家試験直前の1月、2月には正規授業時間外において、自主的にボランティアを申し出た学生主体による小グループ勉強会が週4回、1日2時間程度(全体で約46時間)開催され、先生役の学生がマンツーマン方式で講義を行った。勉強会時の情報保障は、Aさんが話し相手の唇を読みとる口話法のほか、ボランティア学生による要約筆記で対処した。なお、要約筆記のボランティア学生は有償とした。

その他、Aさんが入学した年に「聴覚障害をもつ医療系学生への支援について」と題してご講演をいただいた演者の吉田将明氏と今川竜二氏が、平成27年8月に所用で来熊された。その折、再び来学を願い国家試験受験に関する体験談を伺う機会を設けた。その際、吉田氏からは、「国家試験受験申請時に、Aさんがどこまで支援を必要とするのかをきちんと確認して欲しい」、今川氏からは、「起こり得ることを想定していることが対処に繋がる」などの貴重な助言をいただくことができた。



写真 学生主体による小グループ勉強会

### 2) その他の支援学生に関して

Aさん以外の様々な障害を有する支援学生に関しては、個々の特性や病状に応じた支援を実施した。すなわち、授業時の座席配慮のみならず模擬試験時の座席配慮や通院・入院時の講義資料確保、欠席日数の把握および補講依頼などである。さらに、試験当日は支援室委員である筆頭著者が同行したほか、試験会場と同じビル内に本学で個室を準備し、支援学生の容態急変時の安息場所や昼食時の休憩場所(居場所)とした。

## V. 「第62回 臨床検査技師国家試験」受験を終えて

平成13年7月4日「障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律」が公布され、「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」においても欠格条項が見直された。一方、資格取得試験等における障害への配慮のあり方については、「障害者に係る欠格条項見直しに伴う教育、就業環境等の整備について」(平成13年6月12日障害者施策推進本部申合せ)の趣旨を踏まえて、障害者施策推進本部に設置された『資格取得試験等における配慮推進チーム』が総合的に検討を行った。その成果として、「資格取得試験等における障害の態様に応じた共通的な配慮について」<sup>5)</sup>(平成17年11月9日障害者施策推進課長会議決定)が示された。これには、国が直接実施する資格試験等において、各試験制度で共通的に対応すべき配慮事項や手続等が示されると同時に、平成18年度に実施する試験からの適用(対応可能な配慮事項については平成17年度から速やかに適用)が明記された。臨床検査技師国家試験においては、これよりも早く平成13年3月実施の第48回臨床検査技師国家試験の施行から配慮に関する事項が『官報』に掲載された<sup>6)</sup>。

本学科では、「第62回 臨床検査技師国家試験」実施時に初めて、「配慮申請書」を免許室に提出することとなった。当初、配慮申請を望んだ支援学生はAさんのみであったため、支援学生全員と個別に面談を実施したところ、掲示された用紙に、「視覚、聴覚、音声機能又は言語機能等の障害で補助的配慮が必要な者」と記述されていたことから、自分は該当者にならないと判断していたことや、「配慮申請書」の提出が受験後の免許申請に悪影響を及ぼすの

ではないかという懸念を抱いていることが分かった。そこで、配慮申請は、受験時に安心して問題に取り組める状況につながることを説明すると、最終的に A さんを含む 4 名の支援学生が「配慮申請書」を免許室に提出することとなった。病弱・虚弱の支援学生は、持病に併せて受験へのストレスも重なり体調を崩し、1 名に至っては 11 月下旬に緊急入院する事態も生じた。しかし、事前の「配慮申請書」提出により、体調回復に専念して試験当日を迎えることができた。

一方、免許室からは支援室の事務を担う学務課に対して、「配慮申請書」に基づく丁寧な情報収集と確認が電話やメールを介して行われた。また、試験当日は、座席の配慮申請を行ったすべての支援学生に配慮が確認された。さらに、試験開始前の注意事項等の書面による伝達は、申請した支援学生一人ひとりに試験監督者が付き書面を指で示し伝達する配慮がなされた。このように、免許室と当日の試験監督者間における連絡も滞りなく実施されており、特例措置が認められた支援学生は、試験当日の精神的不安を軽減して試験問題に集中することができた。さらに、教職員のみならず学生間（仲間たち）の受験支援は、支援学生の周囲からの孤立を防ぎ、心の支えとなっていた。

## VI. おわりに

今回、本学において初めて修学上特別な配慮を必要とする学生へ実施した国家試験受験支援を通して明らかになったことの一つとして、不安を少しでも払拭し、安心して受験できる環境作りへの支援が大切であることが挙げられた。そのために、国家試験受験経験のない学生たちに対して、事前に受験時において想定される様々な状況を細やかに伝え、個人に必要な支援を具体的に検討させる教育が肝要であると思われた。本稿がその一助になることを願いたい。

## VII. 謝辞

支援学生の皆さんのこれまでのご努力に敬意を表します。また、本誌への投稿に際しては同意をいた

だきましたことに（特に、A さんご本人および保護者さまからは「支援内容等を聴覚に障害を持つ後輩や教育機関の方々に広く知ってもらいたいと願っています。」と積極的なご理解をいただきました。）深く感謝いたします。

\*本稿の一部は、第 11 回日本臨床検査学教育学会学術大会（兵庫県神戸市神戸常盤大学）において発表<sup>7)</sup>した。

本研究における利益相反は存在しない。

## 文献及び資料

- 1) 独立行政法人 日本学生支援機構：教職員のための障害学生修学支援ガイド（平成 26 年度改訂版）。2015.
- 2) 「障害」の表記に関する作業チーム：「障害」の表記に関する検討結果について。障がい者制度改革推進会議（第 26 回）資料 2：12, 2010.
- 3) 嶋田かをる, 杉内博幸, 廣瀬英治, 他：障がいのある学生への修学支援－『障害学生支援室』と『学科』の連携による実習支援の取り組み－. 臨床検査学教育, 7 (2)：143-148, 2014.
- 4) 嶋田かをる, 佐々木千穂, 岡部由紀子, 他：聴覚に障害のある学生への教育支援 第 1 報－入学前から第 1 セメスターまで－. 保健科学研究誌, 9：63-69, 2012.
- 5) 内閣府：資格取得試験等における障害の態様に応じた共通的な配慮について。障害者施策・基本的枠組み, 2005.  
<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sikaku.html> (2017 年 4 月 1 日検索)
- 6) 第 48 回臨床検査技師国家試験の施行：官報, 別外第 210 号：28-29, 2001.
- 7) 嶋田かをる, 杉内博幸, 廣瀬英治, 他：第 62 回『臨床検査技師国家試験』受験に伴う厚生労働省への配慮申請－修学上特別な配慮を必要とする学生への国家試験受験のための支援－. 第 11 回日本臨床検査学教育学会学術大会抄録集：82, 2016.

(平成 29 年 11 月 11 日受理)

## National examination support for students who require special educational arrangements

Kaoru SHIMADA, Hiroyuki SUGIUCHI, Eiji HIROSE, Misato SAKAMOTO,  
Tomohiro SATO, Haruo KAWASE and Yasuji ISHIMARU

A “Support Office for Students with Disabilities” (hereafter “Support Office”) was organized at Kumamoto Health Science University (hereafter “the University”) following the admission of a student with severe hearing impairment to the Department of Medical Technology of the Faculty of Health Sciences (hereafter “the Faculty”), and the University began providing support for students who require special educational arrangements. Furthermore, the University has also made arrangements to provide support for a wide range of special needs, including physical disabilities.

This paper introduces the “Support Office” organized at the University, and presents a report on the examination support provided by the Faculty, in cooperation with the “Support Office” during the 62nd National Medical Technologist Examination (February 24, 2016). This report focuses on the content and procedure of the application that was submitted to the Ministry of Health, Labour and Welfare for special consideration during examinations for students with disabilities.